# 学校における感染症対策

# コロナ禍における学びの保障
# （臨時休業ガイドライン）

令和３年９月１日から当面の間

かほく市教育委員会

# １．学校における基本的な感染症対策について

## 【家庭との連携（登校時）】

①発熱等の風邪症状がある場合には、**自宅で休養する**

②同居の家族が以下のいずれかにあてはまる場合は、**登校を控える**

- 発熱等の風邪症状がみられる場合
- 新型コロナウイルス検査で陽性となった場合
- 保健所から陽性者との濃厚接触者として特定された場合
- 医師等の判断により検査を行った、または行うことになった場合

↓

**保護者は学校に連絡**

# １．学校における基本的な感染症対策について

【学校での対策】

①登校時の健康状態の把握

②身体的距離の確保

③正しい方法でのマスク着用

④こまめな手洗い

⑤教室等の適正な換気

文部科学省が作成した
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～「学校の新しい生活様式」～　を参考に感染症対策を図る。

# ２．授業等における感染症対策について

## (1) リスクが高い学習活動について

・各教科に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループ活動、大きな声で話す活動」などは行わない。

「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」

※避けられるものは避け、一定の距離を保つ

※同じ方向を向き、回数や時間を絞る

## (2)給食等の食事をとる場面

・食事前後の手洗いの徹底

・飛沫を飛ばさない席の配置・指導

・食事中の会話は控える

## (3)部活動について

・合宿、県外遠征、県外チームを招いての練習試合に加え、県内の学校との練習試合も停止

# ３．学校で感染者が判明した場合の対応について

【これまでの対応】

１ 感染者発生から保健所による濃厚接触者等の特定まで、まずは学校全体を臨時休業

２ 濃厚接触者等の陰性がすべて確認されるまで臨時休業

【２学期以降の対応】R3.9.1～当面の間

１ 感染者発生から保健所による濃厚接触者等の特定まで、まずは学校全体を臨時休業

２ 保健所による濃厚接触者等特定後は、保健所の疫学調査の結果の状況により、下記の対応を判断

学級閉鎖

・同一の学級に複数の感染者が判明

・感染者が1名であっても風邪等の症状を有する者が複数いる場合など

学年閉鎖

・複数の学級を閉鎖するなど学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校閉鎖

・複数の学年を閉鎖するなど学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

（参考）

●文部科学省が作成した
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

●正しいマスクの着用・正しい手の洗い方（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf

（参考）
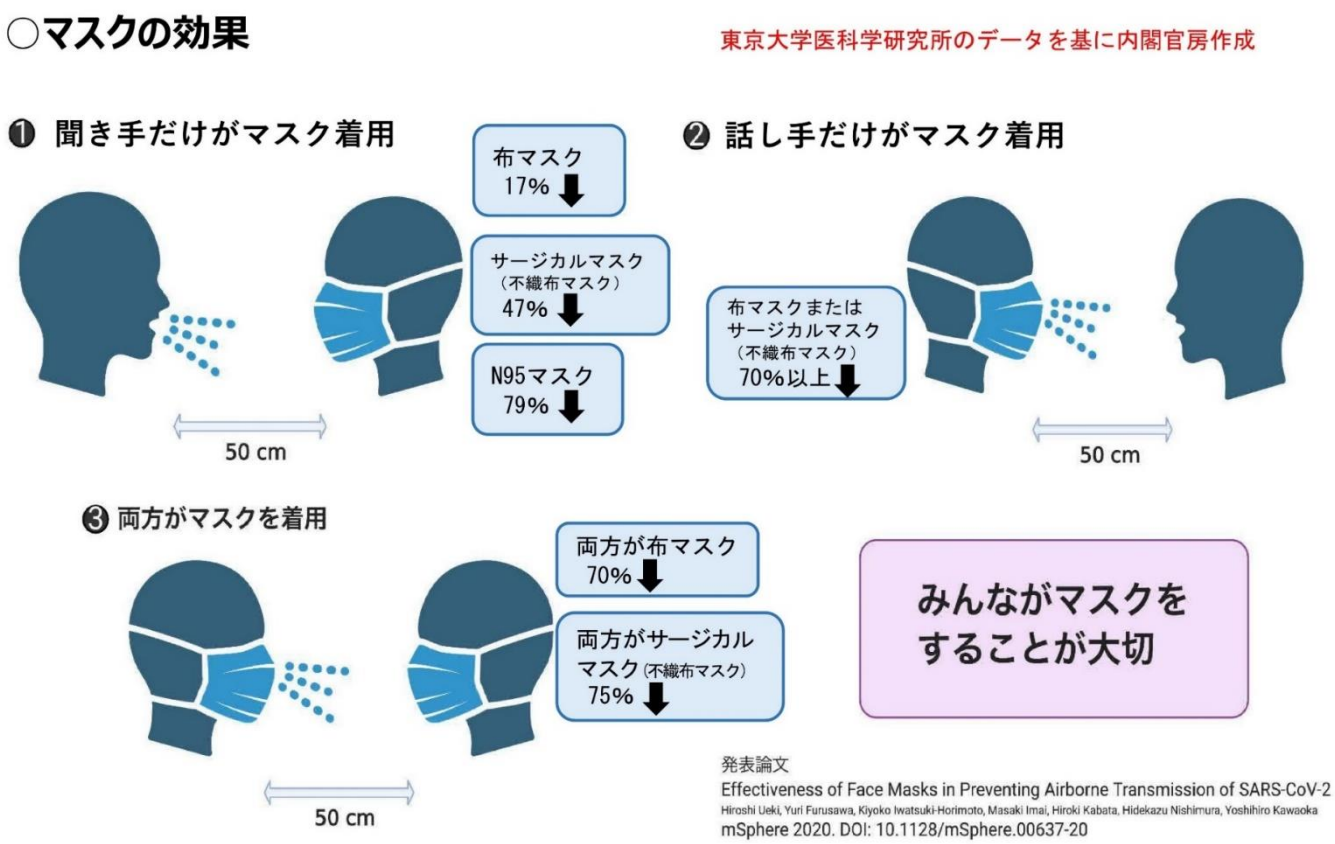
●マスクの効果
https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf